

「障害者施策」重点施策実施5か年計画（平成20年度～24年度）

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/5sinchoku/h19/5year_plan.pdf

（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）

～ 障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い

共に生きる社会へのさらなる取組～ **（抜粋）**

「共生社会」は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会である。

本計画においては、現行「重点施策実施5か年計画」期間において行われた法制度の改正の施行状況等を踏まえ、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に真に寄与するようにするため、以下に重点を置き、施策展開を図ることとするものである。

地域での自立生活を基本に、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の**障害の特性に応じ、**障害者のライフサイクルの全段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うこと。

障害者の地域における自立や社会参加に係る障壁を除くため、誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備等を推進するとともに、**IT（情報通信技術）の活用等により障害者への情報提供の充実等**を図ること。

障害者自立支援法の抜本的な見直しの検討を進め、その結果を踏まえ必要に応じ本計画の見直しを行うこと。

障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図ること。

5 雇用・就業

基本方針

雇用・就業は、障害者が地域でいきいきと生活していくための重要な柱であり、働くことを希望する障害者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用政策に加え、福祉政策や教育政策と連携した支援等を通じて障害者の就労支援のさらなる充実・強化を図る。

(1)障害者の雇用の場の拡大

障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進

障害者の雇用機会の拡大による職業的自立を図るため、障害者雇用率制度を中心として、障害者雇用の一層の促進を図る。このため個別の企業への雇用率達成指導を厳格に実施するとともに、障害者の雇用管理に関する専門的支援を充実する等、特に中小企業への働きかけを強化する。また、障害者雇用促進法及び障害者基本計画に基づき除外率制度の段階的縮小を進める。

(数値目標・達成期間) 雇用障害者数 64万人(25年度)

各府省・各地方公共団体における「チャレンジ雇用」の推進等

各府省・各地方公共団体において、職場実習を活用するなどして、知的障害者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を推進する。

(数値目標・達成期間) チャレンジ雇用の推進 全府省で実施(20年度)

公的機関における障害者雇用の一層の促進

国及び地方公共団体の障害者雇用を一層促進し、実雇用率の更なる上昇を図る。特に障害者雇用率の達成率が低い都道府県教育委員会での障害者雇用の取組の促進を図る。

(数値目標・達成期間) 公的機関の障害者雇用

すべての公的機関で障害者雇用率達成(24年度)

【障害者の能力や特性に応じた働き方の支援】

障害者の在宅就業の促進

多様な就業形態による就業機会の拡大を図るため、在宅就業団体の登録数を増やす。

(数値目標・達成期間) **在宅就業支援団体登録数** 16 団体(19 年) 100 団体(24 年度)

短時間労働による障害者雇用の促進

障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障害者のニーズを踏まえつつ、短時間労働に対応した障害者雇用促進法制の整備等により、障害者の雇用機会の拡大を図る。

農業法人等への障害者雇用の推進

農業法人等における障害者雇用を推進するため、農業法人等に障害者雇用のノウハウ及び関連情報等の提供を行う。また、農業分野におけるトライアル雇用を推進するため、農業法人等に関連制度等の情報を提供する。

(2)総合的支援施策の推進

〔雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化〕

ハローワークを中心とした「チーム支援」の充実・強化等

ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」による支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。

(数値目標・達成期間)

ハローワークを通じた障害者の就職件数

24 万件(20 ~ 24 年度の累計)

障害者職業センターにおける専門的支援の推進

障害者職業総合センターにおいて、発達障害者、精神障害者等これまで効果的な対応ができずに来た障害者への新たな支援技法の開発を行い、普及を図る。また、地域障害者職

業センターにおいては、どの地域においても、比較的軽度な障害者を含め、あらゆる障害者を対象として、それぞれに必要な職業リハビリテーションサービスを提供することとした上で、就職等の困難性の高い障害者に対する専門的支援に重点化する。併せて、就労支援を担う専門的な人材の育成、地域の就労支援機関に対する助言・援助を積極的に行い、地域の就労支援力の底上げを図る。

(数値目標・達成期間)

地域障害者職業センター

- ・支援対象者数 12.5万人(20～24年度の累計)
- ・職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業における支援
終了後の定着率 80%以上(24年度)

障害者就業・生活支援センターの全国展開と支援の充実

障害者の身近な地域において就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターについて、すべての障害保健福祉圏域に設置するとともに、地域のニーズや支援実績等に応じた実施体制の充実を図る。

(数値目標・達成期間)

障害者就業・生活支援センター

- ・設置数 135(19年) 全障害保健福祉圏域に設置(23年)
- ・利用者の就職件数 9,000件(24年度)
- ・就職率 50%以上(24年度)

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の推進

職場での適応に課題を有する障害者及び事業主に対してきめ細かな支援を行う職場適応援助者(ジョブコーチ)の養成を進め、障害者の円滑な就職及び職場適応を推進する。

(数値目標・達成期間)

ジョブコーチ養成数

1,500人(18年度) 5,000人(23年度)

ジョブコーチ支援

支援終了後の定着率 80%以上(24年度)

中途障害者等の雇用継続のための支援

在職中に身体障害者、精神障害者、難病患者等となった者に対し、適切な職業リハビリテーションサービスを提供し、雇用の継続を図る。

(数値目標・達成期間)中途障害者総合雇用支援

支援終了後の復職・雇用継続率 75%(24年度)

関係機関が連携して職業自立の支援を行うための個別の支援計画の策定・活用の推進

障害者の職業自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が緊密な連携の下、個別の支援計画の策定やその活用の推進を図る。

(一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化)

トライアル雇用の推進

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用に移行するための短期間の試行雇用(トライアル雇用)を推進する。

(数値目標・達成期間)トライアル雇用対象者の常用雇用移行率 80%以上(24年度)

福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の計画的整備を行う。

また、職場実習など施設外での就労に協力可能な農業法人等の情報を提供する。

(数値目標・達成期間)

■ 一般就労への年間移行者数	0.2 万人(17 年度)	0.9 万人(23 年度)
■ 就労移行支援の利用者数	29.2 万人日分(19 年度)	72 万人日分(23 年度)
■ 就労継続支援の利用者数	83.1 万人日分(19 年度)	277 万人日分(23 年度)

「就労移行支援の利用者数」及び「就労継続支援の利用者」は、各都道府県の障害福祉計画における 19 年度の平均的なサービス見込量(1 月当たり)の合計値である。

7 情報・コミュニケーション

基本方針

IT(情報通信技術)の活用により障害者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害特性に対応した情報提供の充実を図り、障害によりデジタル・ディバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進する。

(1)情報バリアフリー化の推進

障害者IT総合推進事業の実施の促進

障害者のITの利用・活用の機会拡大を図るため、地域におけるIT支援の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う障害者IT総合推進事業の実施を促進する。

障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援

障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援を行うとともに、情報通信機器等のユニバーサルデザイン化の促進を図る。

障害者の利用するIT機器に関するJIS規格の適切な見直し

高齢者・障害者の利用するIT機器に関するJIS規格について、国際規格の動向にあわせ、必要に応じて見直しを行う。

ホームページ等のバリアフリー化に係る普及・啓発の推進

ホームページ等のバリアフリー化の推進のための普及・啓発を推進する。

政府広報関連ウェブサイトの障害者対応推進

政府広報関連ウェブサイトの障害者対応を進めるため、「政府インターネットテレビ」への字幕スーパーを挿入するとともに、「政府広報オンライン」に文字サイズの拡大機能や文字読上げツールを付加する。

関係行政機関による障害者にとって分かりやすい広報の推進

関係行政機関の実施する障害者施策に係る制度等について、障害者に十分配慮した、分かりやすい広報を推進する。

(2)社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

電子投票の実施の促進

電子投票システムの技術的な課題や導入団体の実施状況についての調査分析を引き続き行い、地方公共団体に対して必要な情報を提供し、電子投票の実施の促進を図る。

日常生活用具給付等事業の適正な運用の促進

情報・意思疎通支援用具の給付などを行う日常生活用具給付等事業の市町村における適正な運用を促進する。

テレワークの普及・啓発の推進

「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定)を着実に推進するなど、テレワーク普及に向けた総合的な支援環境の整備を図り、通勤困難者でも仕事が可能となるテレワークの普及・啓発を推進する。

ユビキタスネット技術の研究開発の推進

年齢・身体等の壁を乗り越え、高齢者や障害者を始め人にやさしいサービスを実現するためのユビキタスネット技術の研究開発を推進する。

* ユビキタスネット = 「何時でも何処でも意識せずに、情報通信技術を利用できること」

障害者が障害を意識することなく使える情報コミュニケーション機器の研究開発

脳からの情報を用いて、障害者が障害を意識することなく使えるコミュニケーション機器を開発するための研究を実施する。

